

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成27年7月21日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第47号証

証拠の標目	東京電力（株）福島第一・福島第二原子力発電所 湯ノ岳断層の調査結果について （原子力規制委員会ホームページ http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/shingikai/800/26/009/9-2.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年1月25日
作成者	原子力安全・保安院
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成24年1月25日に開催された、旧原子力安全・保安院の第9回「地震・津波に関する意見聴取会」の資料である。 本書証によって、湯ノ岳断層は、ボーリング調査やトレンチ調査等の詳細な調査を実施していれば、地震が発生する前にその活動性を評価できたとされていること（準備書面(16)第2の4(2)イ（26頁）：本書証35頁）を明らかにする。